

議案第 77 号

佐野市火災予防条例の改正について

佐野市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市火災予防条例の一部を改正する条例

佐野市火災予防条例（平成 26 年佐野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (7) 第 29 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分又は前条第 1 項の住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市火災予防条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分又は前条第1項の住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>